



許可番号第00140098348号

# 産業廃棄物処分業許可証

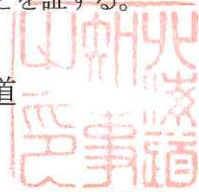


住所 北海道登別市富浦町223番地1

氏名 株式会社アールアンドイー 代表取締役 伊藤 淳

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和7年(2025年)3月20日

許可の有効年月日 令和10年(2028年)8月27日

## 1. 事業の範囲

埋立(燃え殻、汚泥(含水率85パーセント以下のものに限る。)、廃油(タールピッチ類に限る。)、  
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、  
ゴムくず(おおむね15センチメートル以下のものに限る。)、金属くず、  
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、  
ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの、以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。)、  
破碎(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)、  
再生骨材等の製造(破碎・選別(がれき類))、  
分級選別(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、  
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)、  
加炭材・フォーミング抑制剤・RPFの製造(破碎・選別・圧縮(廃プラスチック類、紙くず、木くず、  
繊維くず、ゴムくず、金属くず、  
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず))。以下余白。

## 2. 事業の用に供するすべての施設(1/3)

施設の種類 安定型最終処分場及び管理型最終処分場  
設置場所 登別市富浦町222番1、223番1、223番5、  
223番13、登別市札内町387番  
設置年月日 平成17年(2005年)5月20日  
処理能力 33,844 m<sup>3</sup>、406,352 m<sup>3</sup>  
許可年月日 平成16年(2004年)12月13日  
許可番号 胆環生第2225-2号

施設の種類 安定型最終処分場及び管理型最終処分場  
設置場所 登別市富浦町223番5、登別市札内町373番5、373  
番8、387番、465番2  
設置年月日 平成29年(2017年)12月27日  
処理能力 22,821 m<sup>3</sup>、213,700 m<sup>3</sup>  
許可年月日 平成27年(2015年)9月7日  
許可番号 胆環生第1704号

施設の種類 安定型最終処分場及び管理型最終処分場  
設置場所 登別市富浦町220番3、221番1、222番1  
設置年月日 平成23年(2011年)3月24日  
処理能力 21,059 m<sup>3</sup>、240,396 m<sup>3</sup>  
許可年月日 平成21年(2009年)4月9日  
許可番号 胆環生第100号

施設の種類 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、  
がれき類の破碎施設  
設置場所 北広島市大曲工業団地4丁目4番2  
設置年月日 平成20年(2008年)9月18日  
処理能力 232t/日(8時間)、29t/時間  
許可年月日 平成20年(2008年)9月10日  
許可番号 石環生第2525号

施設の種類 安定型最終処分場  
設置場所 登別市札内町373番6  
設置年月日 平成28年(2016年)3月25日  
処理能力 19,535 m<sup>3</sup>、167,000 m<sup>3</sup>  
許可年月日 平成27年(2015年)9月7日  
許可番号 胆環生第1703号

施設の種類 木くずの破碎施設  
設置場所 登別市富浦町223番1  
設置年月日 平成26年(2014年)5月27日  
処理能力 352t/日(8時間)、44t/時間  
許可年月日 平成26年(2014年)2月8日  
許可番号 胆環生第926-3号



2. 事業の用に供するすべての施設 (2/3)

施設の種類 木くずの破碎施設  
設置場所 北広島市大曲工業団地 4丁目 4番 2  
設置年月日 平成 27年(2015年) 4月 28日  
処理能力 100t/日 (8時間)、12.5t/時間  
許可年月日 平成 27年(2015年) 2月 3日  
許可番号 石環生第 4359号

施設の種類 がれき類の破碎施設  
設置場所 登別市富浦町 223番 1  
設置年月日 平成 28年(2016年) 12月 6日  
処理能力 1,112t/日 (8時間)、139t/時間  
許可年月日 平成 28年(2016年) 11月 10日  
許可番号 胆環生第 1085-2号

施設の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、  
金属くずの破碎施設  
設置場所 登別市富浦町 223番 1  
設置年月日 平成 30年(2018年) 10月 11日  
処理能力  
(廃プラスチック類)  
45.6t/日 (8時間)、5.7t/時間  
(木くず)  
71.2t/日 (8時間)、8.9t/時間  
許可年月日 平成 30年(2018年) 9月 29日  
許可番号 胆環生第 425-3号

施設の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、  
金属くずの破碎施設  
設置場所 登別市富浦町 223番 1  
設置年月日 令和 2年(2020年) 6月 10日  
処理能力  
(廃プラスチック類)  
75.92t/日 (8時間)、9.49t/時間  
(木くず)  
74.56t/日 (8時間)、9.32t/時間  
許可年月日 令和 2年(2020年) 3月 18日  
許可番号 胆環生第 1715-3号

施設の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、  
金属くずの破碎施設  
設置場所 登別市札内町 373番 6、373番 8  
設置年月日 令和 3年(2021年) 4月 13日  
処理能力  
(廃プラスチック類)  
3.28t/日 (8時間)、0.41t/時間  
(木くず)  
3.20t/日 (8時間)、0.40t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、  
ゴムくず、金属くず、  
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、  
がれき類の分級選別施設  
設置場所 登別市富浦町 221番 1  
設置年月日 平成 23年(2011年) 9月 28日  
処理能力 55.7t/日 (8時間)、6.96t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、  
ゴムくず、金属くず、  
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、  
がれき類の分級選別施設  
設置場所 登別市富浦町 223番 1  
設置年月日 平成 27年(2015年) 3月 30日  
処理能力 1,600t/日 (8時間)、200t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、  
繊維くず、ゴムくず、金属くず、  
ガラスくず、コンクリートくず及び  
陶磁器くず、がれき類の分級選別施設  
設置場所 登別市富浦町 223番 1  
設置年月日 平成 30年(2018年) 10月 31日  
処理能力 1,600t/日 (8時間)、200t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、  
繊維くず、ゴムくず、金属くず、  
ガラスくず、コンクリートくず及び  
陶磁器くず、がれき類の分級選別施設  
設置場所 登別市富浦町 223番 1  
設置年月日 令和 2年(2020年) 6月 10日  
処理能力 124.8t/日 (8時間)、15.6t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、  
繊維くず、ゴムくず、金属くず、  
ガラスくず、コンクリートくず及び  
陶磁器くず、がれき類の分級選別施設  
設置場所 北広島市大曲工業団地 4丁目 4番 2  
設置年月日 令和 5年(2023年) 10月 3日  
処理能力 1840t/日 (8時間)、230t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、  
繊維くず、ゴムくず、金属くず、  
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず  
の破碎施設  
設置場所 北広島市大曲工業団地 4丁目 4番 1  
設置年月日 令和 7年(2025年) 3月 14日  
処理能力  
(廃プラスチック類)  
14.40t/日 (24時間)、0.60t/時間  
(木くず)  
22.56t/日 (24時間)、0.94t/時間  
許可年月日 令和 6年(2024年) 11月 19日  
許可番号 石環生第 3765号

施設の種類 保管場所 1  
設置場所 登別市富浦町 223番 1  
面積 318.5㎡  
種類  
・廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、  
ゴムくず、金属くず、ガラスくず、  
コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。  
保管上限 265.4㎡  
高さ 2.5m

施設の種類 保管場所 2  
設置場所 登別市富浦町 223番 1  
面積 1,600㎡  
種類  
・がれき類。  
保管上限 5,333㎡  
高さ 10.0m





2. 事業の用に供するすべての施設 (3/3)

施設の種類 保管場所 3  
設置場所 登別市富浦町 223 番 1  
面積 225 m<sup>2</sup>  
種類  
・ 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、  
金属くず。  
保管上限 281 m<sup>3</sup>  
高さ 3.75m

施設の種類 保管場所 4  
設置場所 北広島市大曲工業団地 4 丁目 4 番 1  
面積 400 m<sup>2</sup>  
種類  
・ 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、  
ゴムくず、金属くず、ガラスくず、  
コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。  
保管上限 373 m<sup>3</sup>  
高さ 2.8m

施設の種類 保管場所 5  
設置場所 北広島市大曲工業団地 4 丁目 4 番 2  
面積 225 m<sup>2</sup>  
種類  
・ がれき類。  
保管上限 281 m<sup>3</sup>  
高さ 3.75m

施設の種類 保管場所 6  
設置場所 北広島市大曲工業団地 4 丁目 4 番 2  
面積 61 m<sup>2</sup>  
種類  
・ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。  
保管上限 58 m<sup>3</sup>  
高さ 2.7m

施設の種類 保管場所 7  
設置場所 登別市富浦町 221 番 1  
面積 35.1 m<sup>2</sup>  
種類  
・ 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、  
ゴムくず、金属くず、ガラスくず、  
コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。  
保管上限 20.9 m<sup>3</sup>  
高さ 1.2m

施設の種類 保管場所 8  
設置場所 北広島市大曲工業団地 4 丁目 4 番 2  
面積 400 m<sup>2</sup>  
種類  
・ 木くず。  
保管上限 666.7 m<sup>3</sup>  
高さ 5.0m

施設の種類 保管場所 9  
設置場所 北広島市大曲工業団地 4 丁目 4 番 1  
面積 47 m<sup>2</sup>  
種類  
・ 廃プラスチック類。  
保管上限 53 m<sup>3</sup>  
高さ 1.5m

施設の種類 保管場所 10  
設置場所 登別市富浦町 223 番 1  
面積 225 m<sup>2</sup>  
種類  
・ 木くず。  
保管上限 281.3 m<sup>3</sup>  
高さ 3.75m

施設の種類 保管場所 11  
設置場所 登別市富浦町 223 番 1  
面積 180 m<sup>2</sup>  
種類  
・ 木くず。  
保管上限 153.3 m<sup>3</sup>  
高さ 2.5m

施設の種類 保管場所 12  
設置場所 登別市富浦町 223 番 1、223 番 5  
面積 282.2 m<sup>2</sup>  
種類  
・ 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、  
ゴムくず、金属くず、ガラスくず、  
コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。  
保管上限 381.7 m<sup>3</sup>  
高さ 3.56m

施設の種類 保管場所 13  
設置場所 登別市富浦町 223 番 1  
面積 49 m<sup>2</sup>  
種類  
・ 廃プラスチック類。  
保管上限 28.58 m<sup>3</sup>  
高さ 1.75m

施設の種類 保管場所 14  
設置場所 北広島市大曲工業団地 4-4-2  
面積 600 m<sup>2</sup>  
種類  
・ 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、  
ゴムくず、金属くず、ガラスくず、  
コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。  
保管上限 1000 m<sup>3</sup>  
高さ 5.0m

施設の種類 保管場所 15  
設置場所 北広島市大曲工業団地 4-4-1  
面積 100 m<sup>2</sup>  
種類  
・ 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、  
ゴムくず、金属くず、ガラスくず、  
コンクリートくず及び陶磁器くず。  
保管上限 158.6 m<sup>3</sup>

3. 許可の条件

\*\*\*\*\*

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成14年(2002年)9月14日 変更許可 (埋立(燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん)、焼却(木くず)、再生骨材等の製造(破碎・選別(がれき類))、浮遊選別(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)の追加。)
- 平成14年(2002年)12月9日 事業の一部廃止届出(焼却(木くず)の削除。)
- 平成16年(2004年)4月16日 変更許可(破碎(木くず)の追加。)
- 平成19年(2007年)9月28日 更新時変更許可(埋立(廃油(タールピッチ類に限る。))、圧縮(廃プラスチック類、紙くず)の追加。)
- 平成20年(2008年)10月30日 変更許可(破碎(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)の追加。)
- 平成22年(2010年)12月2日 変更許可(破碎(廃プラスチック類)の追加。)
- 平成23年(2011年)11月12日 変更許可(分級選別(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)の追加。)
- 平成24年(2012年)10月13日 変更許可(埋立(産業廃棄物を処分するために処理したもの)の追加。)
- 平成26年(2014年)10月15日 許可の更新
- 平成28年(2016年)1月8日 変更許可(破碎・分離(紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(これらは廃石膏ボードに限る。))の追加。)
- 平成30年(2018年)12月1日 変更許可(破碎(紙くず、繊維くず、金属くず)の追加。)
- 令和2年(2020年)6月15日 事業の一部廃止届出(破碎・分離(紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(これらは廃石膏ボードに限る。))の削除。)
- 令和3年(2021年)9月22日 許可の更新
- 令和7年(2025年)2月28日 事業の一部廃止届出(圧縮(廃プラスチック類、紙くず)の削除。)
- 令和7年(2025年)3月20日 変更許可(加炭材・フォーミング抑制剤・RPFの製造(破碎・選別・圧縮(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)の追加。)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無